

# 第2回 神戸市歯科口腔保健推進懇話会

令和6年8月7日



## <議 題>

# 小学校におけるフッ化物利用 『令和7年度からの全市（全校）展開』の 具体的な実施方法について



# 第1回 懇話会まとめ

## 共通認識

- ① 教員の多忙化を踏まえ外部人材の活用が必須。
- ② フッ化物利用は、効果の点から塗布ではなく洗口とすべき。
- ③ 人材確保・予算の制約があるので、むし歯の多い地域（学校）を重点的に学校でのフッ化物洗口を実施。  
その他の学校は、家庭での実施（洗口液の配布）、又は塗布との組み合わせが現実的。
- ④ 児童・保護者に対し、事業（フッ化物利用）の重要性を理解してもらうことが必要。
- ⑤ 人材確保のために歯科衛生士学校・看護学校の学生や地域の協力を求めてはどうか。

## その他意見

- ① 洗口液の配布は、未就学児の誤飲など、家庭での保管の安全性の課題がある。
- ② 配布による家庭での実施は予防効果に課題がある。
- ③ 有機フッ素化合物とフッ化物洗口液との混同の誤解を生まないように周知が必要。
- ④ 事業の実施には、現実的には1～3億円程度の予算規模で考える必要がある。

# 事業の目的

1. むし歯予防（最終的にはフレイイル予防）
2. 健康格差の縮小
3. 健康寿命の延伸
4. 予防による医療費削減

**共通認識と事業の目的を踏まえ、**

**フッ化物洗口を基本とした実施方法を考えていく**



# 【案1】すべての学校で集団洗口を行う

## 効果

すべての児童に対し、効果の高い洗口を実施できる。

## 実現の可能性

全学校で実施することについては、予算や人材確保の面から現実的でない。（予算額：約15億円）

## 他に考えられる対応策

むし歯率が神戸市平均より高い（約60校）など、リスクの高い児童が多い学校を重点校に設定し実施することが考えられる。

# 【案2】 むし歯率が神戸市平均より高いなど、リスクの高い児童が多い学校を重点校に設定し集団洗口を実施

## 効果

対象は一部となるが、重点校の児童に予防効果の高い集団洗口により、むし歯の進行抑制が可能。

## 実現の可能性

対象者以外の児童に、事業目的である「むし歯予防」や「健康寿命の延伸」といった効果が得られない。

 **市内の全児童に事業効果を与えるべきであるという公平性の観点に欠ける。**

## 他に考えられる対応策

むし歯率の高い学校の児童に対しては、学校での洗口を実施し、それ以外の児童に対しては、その他の予防策を組み合わせることが必要である。

# 【案3—①】重点校は洗口を実施し、それ以外の学校は学校で塗布を行う

## 効果

- ・重点校の児童は、予防効果の高い集団洗口を行い、それ以外の児童に対しても予防効果は劣るが塗布により一定の効果が得られる。
- ・全学校を対象に事業展開ができる。

## 実現の可能性

歯科衛生士等の専門人材確保の面で実現が極めて困難。



# 【案3—②】重点校は洗口を実施し、それ以外の学校は家庭へ洗口液の配布を行う

## 効果

- ・重点校の児童は、予防効果の高い集団洗口を行うことで健康格差の縮小につながる。
- ・それ以外の児童には、洗口液を配布することで予防効果が期待できる。
- ・全学校を対象に事業展開ができる。

## 実現の可能性

フッ化物利用の事業目的と7年度からの全市展開を考えた場合、案3—②で実施することが現実的



**学校での洗口と配布の組み合わせを基本的な方策とする。**

→ ただし、以下のクリアすべき点がある

# 今後の方向性（洗口と配布の組み合わせ）

- ・ 洗口と配布の組み合わせであっても、洗口を実施する学校の全学年を対象とすると予算が高額（約7億円）となるため、対象を1学年に絞るなどし、その他の学年は家庭での配布により対応を行う。
- ・ 当初は混乱を回避するため、校内で洗口実施する学校は数校程度から開始し、年度ごとに対象を段階的に増やしていく。

～ この案には以下の課題に対応することが前提 ～

- ① フッ化物利用の重要性の児童・保護者への理解
- ② 家庭での実施の推進
- ③ 洗口液の安全性への配慮

# 課題への対応

①フッ化物利用の重要性の児童・保護者への理解

②家庭での実施の推進

➡ すべての児童・保護者にご理解いただくために、洗口によるむし歯予防の有効性をわかりやすく伝えるとともに、家庭での実施を推進する。

- リーフレットの配布

洗口によるむし歯予防の有効性をリーフレットによりわかりやすく周知する。

- 動画の作成

保護者向けの動画を作成し、むし歯予防の有効性を周知する。

- すぐーるによる配信

動画は、スマホを使った連絡システム（すぐーる）を通じて随時保護者に情報提供を行う。

- 説明会の開催

加えて、希望する保護者への説明会を実施する。

※計6回（市内3か所（東部・中部・西部）×2回。土日及び平日の時間外）

## ③洗口液の安全性への配慮

➔ 家庭にある洗剤やシャンプー・薬など、子供が誤って飲むと危ないものと同様に、薬品である洗口液を家庭で安全に取り扱っていただくよう、安全性の啓発を行っていく。

### ●リーフレットの配布

家庭での洗口液の安全な取り扱いについて、リーフレットによりわかりやすく周知し十分な注意喚起を行う。

### ●動画の作成

家庭で安全に洗口を実施していただくため、洗口のやり方や、洗口液を使用する際の注意点など、実際に目で見て確認することができるよう動画を作成する。

### ●すぐーるによる配信

動画は、スマホを使った連絡システム（すぐーる）を通じて随時保護者に情報提供する。

# BE KOBE



United Nations  
Educational, Scientific and  
Cultural Organization

City of Design  
**KOBE** 

- Member of the UNESCO
- Creative Cities Network
- since 2008

